平成２２年（フ）第２４６号
長崎県長崎市香焼町486番地31
債務者　行本寿美代
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
長崎県長崎市上戸町２丁目12番14号
債務者　田島千代美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２４４号
札幌市北区新琴似２条11丁目４番19号
債務者　山本　高士
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１４号
北海道石狩市花川南６条３丁目276番地　サンフラワー87―201号
債務者　三浦　元嗣
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６３号
札幌市南区藤野２条５丁目１番22号
債務者　長澤　　学
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３６号
札幌市中央区南10条西６丁目５番８号　南10条ソシアルコート303号
債務者　佐藤　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９５号
札幌市厚別区厚別西２条４丁目４番24号
債務者　旭　　千秋
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３９号
札幌市東区北33条東３丁目２番10号　ラ・ポートN33―305号
債務者　山田　隆治
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４２号
札幌市白石区本郷通５丁目南３番30号　カサ・デ・セフィーロ103号
債務者　赤坂　孝俊
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４８号
札幌市白石区平和通17丁目南３番30―202号
債務者　渋谷　孝子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９７号
札幌市北区北34条西３丁目２番26号　東光ビル103号
債務者　杉山　由美（旧姓梶）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２２号
札幌市豊平区美園11条６丁目２番12号　フルブロッサム101号
債務者　齋藤　健一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６０号
札幌市東区北27条東21丁目３番12号　ドリームハイツ101号
債務者　伊藤　隆康
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６７号
札幌市北区麻生町７丁目６番１号　タカタハイツ101号
債務者　武田　久伸
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１３号
札幌市厚別区厚別南２丁目32番14号　コーポ島竹102号
債務者　小野　禮子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３６号
札幌市豊平区平岸１条18丁目１番６―511号
債務者　草薙眞由美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４３号
札幌市東区北21条東10丁目３番５号　クルーズハウス元町西205号
債務者　森　恵実子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部